

KOBE MARATHON

神戸マラソンEXPO2026
【神戸国際展示場3号館での】
企業展示等 出展案内

開催期間 2026年11月13日(金)・14日(土)

開催会場 神戸国際展示場 3号館

主催 神戸マラソン実行委員会

神戸マラソンEXPO2026 神戸国際展示場3号館 ブース出展



公 募 要 領

神戸マラソンEXPO2026では、一般企業・商店によるブース展示会



を神戸国際展示場3号館にて開催いたします

神戸マラソンEXPO2026では
「神戸マラソンオフィシャルスポンサー」による企業展示を、国際展示場2号館で実施するのに加え

一般企業・商店による展示会

「KOBE MARATHON OPEN MARKET 2026」

を神戸国際展示場3号館にて開催いたします。

是非この機会に、賞品販売・サンプル配布・デモンストレーション等をご展開ください。

出展概要



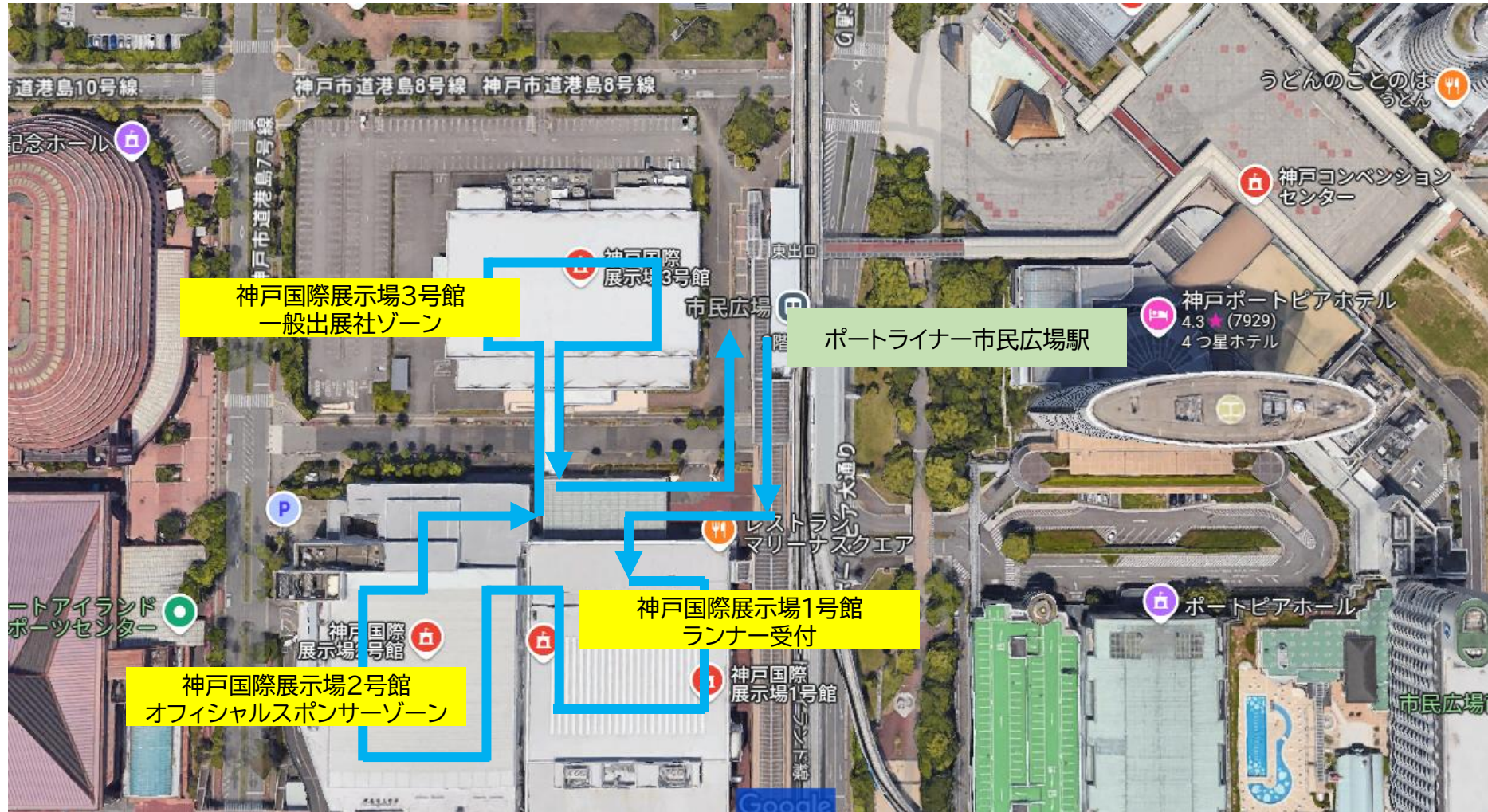
開催期間: 2026年11月13日(金) 13時～20時30分 ※最終入場 20時
2026年11月14日(土) 10時～19時30分 ※最終入場 19時

開催場所: 神戸国際展示場 3号館

申込期間: 2026年4月30日(木)～8月21日(金)
※予定小間数に達した時点で申込を締め切らせていただきます。

設営日時: 2026年11月12日(木)午後から ※調整中

撤去日時: 2026年11月14日(土)会期終了後～21時30分 ※調整中



1号館でアスリートビブスの受け取りなど受付を済ませたランナーは
2号館「オフィシャルスポンサーゾーン」を通り、3号館「一般出展社ゾーン」へ（混雑回避のため一方通行導線を想定）

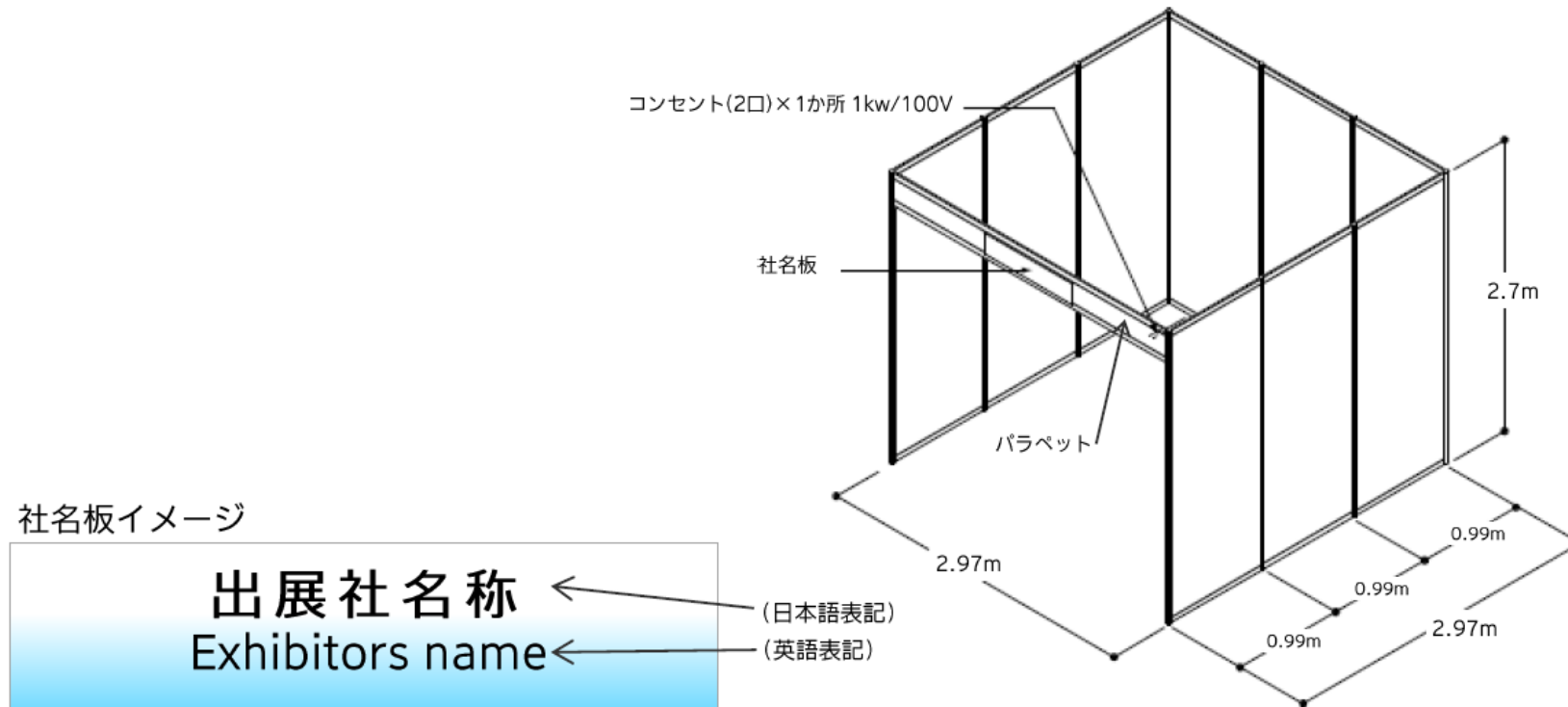
出展要項



- 出展内容は、神戸マラソン、神戸マラソンEXPOのテーマや方向性にあった商品・サービス等とします。
お申込みの際に、出展内容をご確認させていただき、出展可否を判断いたします。
- 通常小間サイズは
1小間 3.0m×3.0m となります。
※ブースレイアウトの都合上、主催者にて形状を調整する場合がございます。
※一部を除き、ブース位置などの指定はできませんので、予めご了承ください。
(申込多数の場合は、締め切り前に募集を終了する場合があります。また希望小間数に対応できない場合もありますのでご了承ください。)

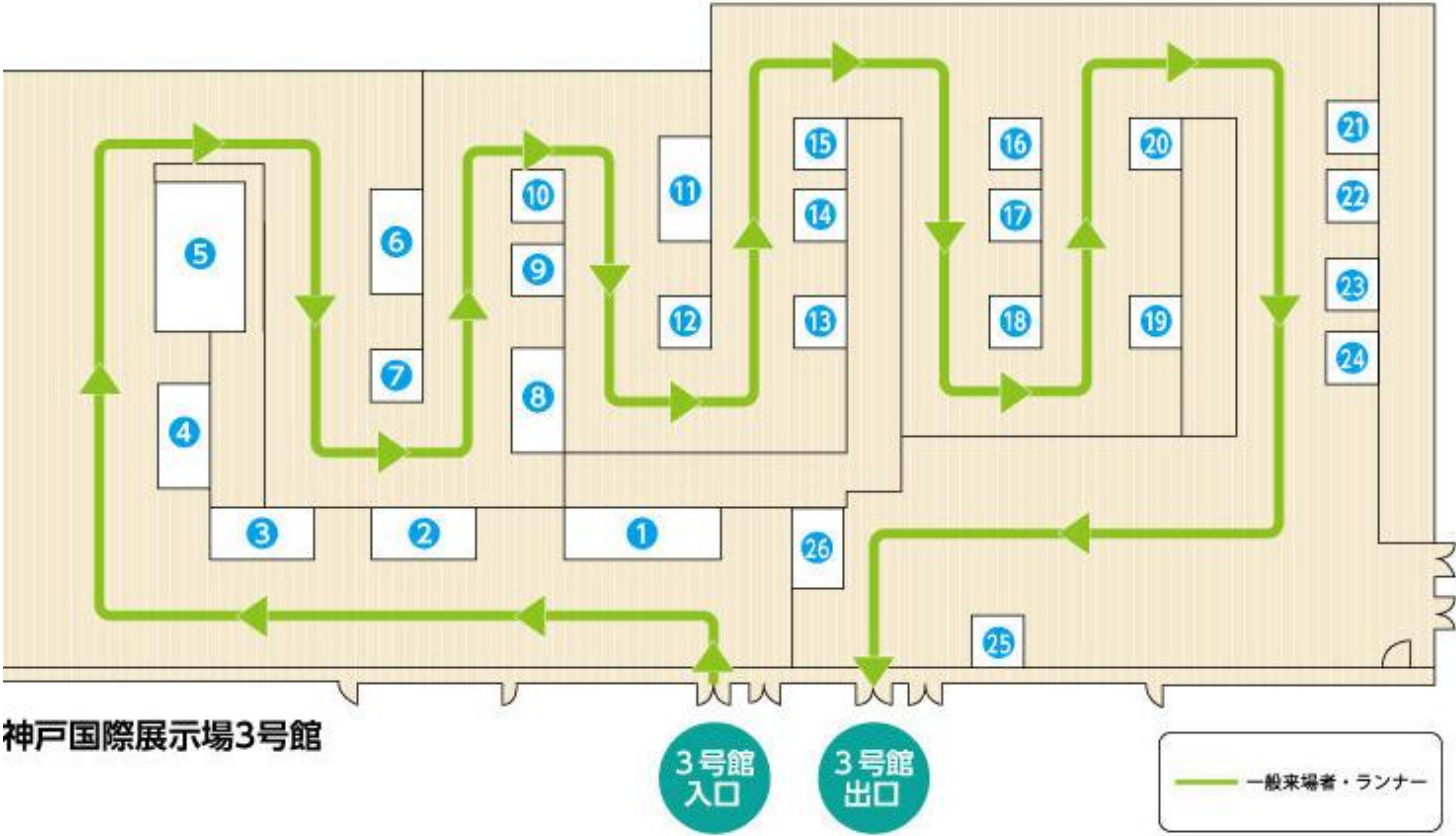
通常小間ブース 詳細

通常小間は、システム造作でご用意します。
付帯備品(長机1台、椅子2脚)以外の備品、装飾費、廃棄物処理費などは含まれておりません。
上記以外の小間内での必要なものは、出展社様にてご用意くださいませ。



※3小間以上での出展社様はスペース渡しも可能ですのでご連絡くださいませ。

神戸マラソンEXPO2026 3号館 ブース出展 2025出展実績



No.	出展社名	取扱内容
1	RUN JOURNEY	スポーツアパレルやエナジージェル等
2	ファイテン	スポーツアパレル等
3	アルコ	スポーツアパレル等
4	チャムス	スポーツアパレル等
5	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	震災関連の展示
6	BODYMAKER	スポーツアパレル等
7	ショックス	イヤホン
8	ガーミン	GPSウォッチ
9	アリスト(メダリスト)	エナジージェル
10	L-BALANCEEYES	サングラス
11	サウンドスバイス	グッズ
12	エアフライ	サングラス
13	カロス	GPSウォッチ
14	プレジジョンヒューエルアンドハイドレーション	エナジージェル等
15	イダテン	靴下
16	サントリーウェルネス	健康食品
17	プロ・フィッツ	スポーツアパレル等
18	OLENO	靴下
19	マウルテン	エナジージェル等
20	メルシー	マッサージ器
21	カルビー	スナック
22	PRO FREEZE	筋肉消炎剤
23	プレミアムウォーター	ウォーターサーバー
24	ドリームビア	ビールサーバー
25	スターボード神戸	クラフトビール、ホットサンド等
26	KOBE MARATHON Apparel Circuration Project By HAKUSEISHA CLEANING	ウェアの提供

神戸マラソンEXPO2026 通常小間 出展料(消費税別)

間口数	1小間単価	出展料(税別)	備考
1	400,000	400,000	出展位置希望不可
2	400,000	800,000	出展位置希望不可
3	400,000	1,200,000	出展位置希望不可
4	400,000	1,600,000	出展位置希望不可
5	400,000	2,000,000	出展位置希望不可

※6小間以上ご希望の場合はご相談ください。

※出展位置はご指定いただけません。

ただし、出展位置をご希望の場合は 1間口@10万円(2間口の場合は20万円)追加を申し受けます。

※1小間は 3m×3mとなります。

※施工・運営に関する費用は出展社様のご負担となります。

出展料に含まれるもの(付帯設備)

1ブースにつき、下記の付帯設備をご用意します。

- ・側面及び背面のシステムパネル・パラペット
- ・社名版（1社につき1枚とさせていただきます）
- ・コンセント（2口）×1箇所・・・1kw/100V
- ・長机1台、椅子2脚

- ※ 上記以外の展示台・机・イス・待機列用の資機材等は出展品の展示方法にあわせて、出展社にてご用意ください。
- ※ 追加で電気や照明をご利用になる場合は、別途電気使用料と幹線工事費用及び小間内配線工事費用がかかります。
- ※ 付帯設備を使用しない場合でも出展料は変わりません。

出展申し込み方法等

以下の出展規約をご確認のうえ、神戸マラソン実行委員会事務局（EXPO出展事務局）までお申し込みください。

※ 出展条件を満たさない企業や団体による出展申込みや出展内容が、神戸マラソンEXPO2026の開催趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合は、出展をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

申 込 締 切

申込提出期限 **2026年8月21日(金)**

※ 予定小間数に達した場合や出展スペースの都合で、締切前でも申込受付を終了することがあります。

出展が確定しましたら、「出展確定書」及び「出展料請求書」をメールにて送付いたします。

請求内容をご確認のうえ、指定期日(2026年10月末日)迄に出展料のお振込みをお願いします。

申 込 方 法

申込フォーム(<https://business.form-mailer.jp/fms/fae28897331887>)よりお申し込みください。

出展料のお支払い

出展料は、神戸マラソンEXPO出展事務局からの請求書により指定された銀行口座に期日までにお振り込みください。

期日までにご入金がない場合、出展をとり消す場合がございます。

なお、手形によるお支払いはお受けいたしかねます。また、振込手数料は出展社のご負担となります。

出展の変更または取り消しについて

既に申し込まれた小間に対する変更または取り消しについては、主催者に承認を得てください。

但し、いったん振り込まれた出展料は原則として返金できかねますのでご了承ください。

出展ブースの位置の決定について

※出店位置は事務局に一任いただきますが、ご希望の位置がある場合は、**上記出展料にプラスして1間口@10万円を申し受けます。**

出展社説明会

出展社説明会(オンライン説明会)は 2026年9月を予定しております。(追ってご案内させていただきます)

呼称・ロゴの使用について

神戸マラソンの呼称・ロゴは 神戸マラソンオフィシャルスポンサーに与えられた権利となり、本件出展社は、神戸マラソンの呼称・ロゴを使用することは一切できません。

神戸マラソンオープンマーケットの呼称は、事前の出展告知・事後の出展報告等において利用いただくことは可能です。
※神戸マラソンオフィシャルスポンサーを想起させるPRや制作物の制作はできませんのでご注意ください。
(KOBE2026 KOBE RUN 等の商品もオフィシャルスポンサーを想起させるものに含まれますのでご注意ください。)
※出展販売物については事前確認必要

飲食物の提供について

飲食物の提供は、販売・試食・試飲(アルコールは除く)提供ともに可能ですが、現場での調理行為は禁止です。

※小間内にて調理行為、仕込行為があるものは不可となります。

- ・缶・ビン・ペットボトルの飲料など、開封せずに提供する場合のみ出展が可能です。
- ・飴やサプリメントに関しては、個別包装がされており、食品表示法の基準を満たしたものであれば出展が可能です。
- ・自社出展ブース内にて飲食物を取扱を計画される出展様は、所轄保健所への申請及び主催社へ連絡ください。
なお、保健所への申請は各出展様にておこなっていただきます。 ※保健所へ申請した場合、主催者へ申請書のコピーの提出が必要です。
- ・ブース運営時に発生するゴミは各出展様にて処理をお願いします。
- ・火気の使用、危険物の持ち込みは禁止させていただきます。
- ・飲食物の販売にあたっては、PL法の対応のためにPL保険に加入し、来場者からの損害賠償が発生した場合の対応をお願いします。

出展のお問い合わせ先について

出展に関するお問い合わせについては右記までご連絡ください。
その際、

- ・貴社(貴店)名
- ・ご担当者様名
- ・ご連絡先
- ・出展ご希望内容 または お問い合わせ内容等をお知らせください。

当方よりご連絡させていただき、詳細をご説明させていただきます。

ご連絡先:

神戸マラソン実行委員会事務局 (EXPO担当)

Eメール : kobemarathon-event@juno.ocn.ne.jp

TEL : 078-325-1430

(お電話受付時間10:00~17:00/土・日・祝日を除く)

出展規約

1:出展申し込みと契約の成立

出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、出展要項に記載されている申し込み方法に従ってお申し込みください。
主催者はこれを審査の上、展示会の主旨に適合するものと考えられる出展物を展示する出展希望者に対してのみ、「出展確定書兼請求書」を発行いたします。
出展社と主催者との出展契約は、この「出展確定書兼請求書」を送付した時点をもって成立するものとします。

2:出展料の支払い

出展社は「出展確定書兼請求書」に記載の指定日までに、出展料の支払いを完了してください。指定された期日までに出展料の入金が確認されない場合は出展契約を解除することがあります。
国や地方自治体などの助成金を活用して出展する場合、助成金の交付が展示会開催後であっても、出展料は全額を開催前にお支払いください。
出展社は、主催者または出展運営関係者に支払うべき付帯費用(追加電気代等)がある時は、指定された期日までに支払いを完了してください。

3:出展の変更・取り消し

出展の取り消し又は出展申し込みの際に申し込んだ展示スペース(以下、「小間」といいます)の変更については、すべて書面にその理由を明記し主催者に提出してください。
但し、出展確定後の取り消し・変更については、すでに支払い済の出展料の返金はありません。

4: 招聘保証

主催者はいかなる理由があっても、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展社に対して発行することはできません。

5: 査証の取得

海外の出展社が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展社の責任において作成、手続きを行ってください。

この書類作成について、主催者は、「出展確定書兼請求書」以外の書類を発行することはできません。

また、日本国大使館又は領事館から査証が発給されず、出展社が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

6: 小間の転貸などの禁止

出展社は、契約した小間を主催者の書面による承諾なしに、小間の全部又は一部を転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

7: 小間位置の決定

小間位置の決定方法は、いったんご希望をお伺いしますが、最終的には小間数、出展内容等を考慮のうえ、主催者の一任とさせていただきます。

但し、【1小間@50万円】でのご出展を希望される場合は、ご希望位置を優先的に確保いたします。(但し、先着順)

出展社は、主催者が割り当てた小間位置に対して異議を申し出ることはできません。主催者に一任いただきますのでご了承ください。

また、自社出展ブース外でのPR活動や待機列利用はできません。

8:小間の使用方法

- (1) 宣伝・営業活動はすべて小間の中で行ってください。神戸国際展示場3号館敷地内の小間以外のスペースや、会場アクセス駅からの来場者導線等を使用した宣伝活動や、通路上に施設や表示などを設けることはできません。また、出展社は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- (2) 出展社は他の小間に隣接している場所では、隣接する小間を妨害する形で自社の小間を施工しないことに同意するものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、主催者は展示会運営上小間の装飾に変更が必要であるかどうかを判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出展社はその判断に従い、装飾を変更してください。
- (3) 装飾物の高さは、後日主催者から出展マニュアルにより通知される範囲内にて行ってください。装飾物などはいかなる場合も割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。また、天井構造は防災措置の作動障害となるため禁止です。ただし、商品の特性上やむを得ない場合は、直接神戸市水上消防署に確認のうえ、主催者の請求する必要書類を提出してください。
- (4) 主催者は、音・操作方法・材料又はその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的に適合しない展示物を禁止又は撤去する権限を有します。この権限は、人・物・行為・印刷物及び主催者が問題があると考える性質のものすべてに及ぶものとします。
- (5) (2)及び(4)の制限又は撤去を行ったことによる費用はすべて出展社の負担となります。また、その際これらの変更・制限によって生ずる一切の損失・損害に関して、主催者は何らの責任を負いません。
- (6) 出展社は、展示期間中、主催者指定の出展社証を着用のうえ、必ず小間内に常駐し、来場者への対応、出展物の管理にあたってください。

9:出展品目・条件

- (1) 出展品は、神戸マラソン、神戸マラソンEXPOのテーマや方向性にあった商品・サービス等とし、主催者が不適合と判断した場合は出展できません。
- (2) 主催者は、(1)の規定に違反する出展がなされていると認めた場合には、当該出展品の撤去を求めることができます。
なお、出展社が主催者の指示に応じない場合は、出展契約を解除することがあります。

10:保証条項

出展社は主催者に対し、神戸マラソンEXPOの出展品又はこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

11:出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展社にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負いません。

出展社は出展物に対し、その輸送及び展示期間中を通じて必要な保険を付し、その他保護のための適切な処置を講じてください。

12:出展物等の設置及び撤去

(1)出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者からの出展マニュアルにより通知される時間内に行ってください。EXPO開会の当日(2026年11月13日)13時まで
に自社小間が占有されていない場合、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で利用できる権利を有します。

その際、主催者は、出展料の返金はいたしません。

(2)主催者は出展社の施工方法、安全対策、資材保管などの内容に関知しません。出展社各自で施工管理を行ってください。また、神戸国際展示場施設利用 時の注意事項を遵守し、安全第一で作業を行ってください。

(3)会期中(2026年11月13日、11月14日)の出展物の搬入、移動、搬出の際は、出展社は、必ず主催者の承認を得た後にその作業を行ってください。

(4)出展物の輸送・搬入・展示・販売・撤去など、出展社の行為に属する費用はすべて出展社の負担となります。

(5)小間内の出展物及び装飾物等(廃棄物・ゴミ含む)は、会期最終日午後9時までに撤去し、現状回復を行ってください。回復が十分でない場合や、期間内に撤去・回復が完了しないために主催者がこれを代行したときは、撤去・回復に要した費用は出展社の負担となり、主催者よりその費用を請求します。

(6)出展マニュアルにより通知される時間外で作業を行いたい場合、事前に主催者への申し出が必要となります。またその場合、時間外作業費を徴収いたします。

13:会期中の車両制限

会場周辺は、駐車場が少なく渋滞が予想されます。警察当局の指導により、会期中の車両の乗り入れは、事前申請された出品物及び展示物などの搬入のための車両のみとします。出展社関係の方々のマイカーによる出退勤はできません。公共の交通機関をご利用ください。

14:写真撮影および模写等

主催者及び当該出展社の許可なく、出品物及び展示物の撮影・模写・測定はできません。

15:工事区分

(1)電気設備

1ブースにつき、1kw/100Vまでのコンセント1箇所(2口)の電気工事は、主催者側にて行います。

それ以外で電気を使用する場合や電気容量を追加する場合の幹線工事及び小間内電気配線工事と電気使用料は、出展社の負担となります。

(2)給排水設備

給排水設備は原則不可とします。

(3)裸火(ガス)使用

ガス等火を使用する設備は原則不可とします。展示品が該当する場合はその内容を審査したうえで許可する場合があります。

16:食品衛生関係

飲食料品の試飲・試食は可能ですが、現場での調理行為は不可です。また、販売時における食品の取り扱いについては、品目により保健所への届出・許可が必要な場合があります。その際は、保健所指導に従ってください。

保健所指導によりかかる費用はすべて出展社負担となります。また、出展社は十分な食品衛生管理に責任を持つものとします。

(1)衛生管理の徹底

試飲・試食の提供に際しては、衛生管理を徹底してください。特に食品を扱う場合は、手洗いや消毒を頻繁に行い、食品が安全に提供されるよう努めてください。

また、提供にはビニール手袋やマスクの着用を推奨します。また、使い捨ての食器やカトラリーを使用し、共有を避けるようにしてください。

(2)アレルギー表示

アレルギー物質を含む食品を提供する場合は、必ずその旨を明示してください。アレルギー表示を適切に行うことで、来場者の安全を守りましょう。

(3)適切な提供量

試飲・試食の量は適量とし、一度に大量を提供しないように注意してください。来場者が無理なく試せるよう、小分けにして提供してください。

(4)試飲・試食エリアの清掃

試飲・試食エリアは常に清潔を保つよう心掛けてください。ゴミや食べこぼしは速やかに片付け、来場者が気持ちよく試飲・試食できる環境を維持しましょう。

(5)試飲・試食のサンプル管理

提供する試飲・試食のサンプルは適切に管理し、長時間常温で放置しないようにしてください。必要に応じて冷蔵や加温を行い、安全な状態で提供しましょう。

17:酒類販売の諸注意

酒類販売については、税務署への届出・許可が必要です。また、封を開封した状態で販売したり、カップに移し替えて販売することは禁止します。出展社は、酒類を販売する際、未成年者への酒類販売防止に責任を持ち、飲酒運転防止に努めるものとします。

18:契約の解除

- (1)主催者は「出展確定書兼請求書」を発行した後でも出展社に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。
 - ア)指定された期日までに出展料の支払いがなされない場合。
 - イ)本規約の項目の一つにでも違反した場合、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。
 - ウ)出展社の出品物が、⑩保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断及び関係省庁の指導がなされた場合。
 - エ)その他、神戸マラソンEXPOの正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。
- (2)主催者から前項の解除通知がなされた場合、出展社は以下の事項を異議なく承認するものとします。
 - ア)神戸マラソンEXPO開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに出展ブースでの活動を中止すること。また、主催者が指定する時間に、自己の費用で出展物を撤去して、小間を原状に復すること。
 - イ)主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。
 - ウ)解除の原因となる義務違反行為により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。
 - エ)出展社が解除に応じなかったことに起因して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。
- (3)主催者は、本項(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する公式の印刷物、公式ホームページ、会場内掲示について出展社の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

19:損害賠償

- (1)出展社は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備又は展示会の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。
- (2)出展社は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費及び損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
 - ア)出展社の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(出展社とともに被告とされた場合を含む)。
 - イ)前述ア)の訴訟において、主催者が判決、又は裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、主催者は出展社の意思に拘束されないものとします)。

20:展示会の開催中止

主催者は、地震・風水害・降雪・火災・事件・事故・疫病(新型コロナウイルスを含む)等、主催者の責によらない事由により、展示会開催の中止又は開催時間の短縮をすることがあります。展示会が中止となった場合、出展料から必要経費を差し引いた残金を返却させていただきます。

これ以外に出展社側の準備等に要した経費等(出品物・装飾品・備品・人件費など)については、主催者は一切補償いたしません

21:規約の遵守

出展社は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。

さらに、出展社は主催者が定めるすべての規約・規定等を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

22:準拠法

本契約の準拠法は、日本法とします。

23:使用言語

本契約の使用言語は、出展社が日本所在の企業である場合は日本語とし、それ以外は英語とします。

24:既定の変更

主催者は、必要と認めた場合には、会期及びこの規定の一部を変更することがあります。

25:合意管轄裁判所

本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、神戸簡易裁判所又は神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。